

八代福第246号
平成25年3月22日

社会福祉法人八代市社会福祉協議会会長 様

熊本県知事 蒲島 郁夫



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第三号に規定する要件を
満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は下記のとおりです。

記

(有効期間)

平成25年3月22日から平成30年3月21日まで